

## 社会保険法 No. 41/2024/QH15

2024年6月29日、国会は社会保険法 No. 41/2024/QH15 を公布した。その概要は以下の通りである。

## 1. 強制社会保険への加入対象者

- 1.1 労働契約ではないが、1ヶ月以上の勤務期間があり、当事者一方の管理、運営、監督、また、仕事への報酬や給与の支給を示す内容が記載された、別の名称の書面への合意に基づいて雇用された労働者（第2条1項 a）
- 1.2 短時間労働者（パートタイム者）で、強制社会保険拠出の基礎となる最低給与と同額、または、それ以上の月次給与を得て1ヶ月以上の契約を締結している労働者（第2条1項 1）  
（現行法には、上記の規定はない。）

## 2. 社会保険手帳の形式

社会保険手帳は電子版もしくは紙版の2つの形式で発行され、どちらも同等の法的価値を持つ（第25条2項）。遅くとも2026年1月1日までに、電子版での社会保険手帳が発行される。紙版での社会保険手帳は、社会保険加入の対象者の希望に応じて発行される。  
（現行法で、社会保険手帳は紙版のみ発行されている。）

## 3. 保険料の拠出方法

社会保険制度の納付額、給付額を計算方法として、参照水準が導入される。

参照水準とは、新たな社会保険法に規定されている一部の社会保険制度の納付額、給付額を計算するために政府により決定される額と定義されている。

## 3.1 強制社会保険料拠出の基礎となる賃金の下限額、上限額に関する規定の変更（第31条1項 d）

内容	新法	現行法
強制社会保険拠出の基礎の下限額	納付時点における参照水準の相当額	納付時点における地域の最低賃金
強制社会保険拠出の基礎の上限額	納付時点における参照水準の20倍	納付時点における一般最低賃金の20ヶ月分に相当する金額

## 3.2 社会保険制度の給付額の確定方法を変更した。詳細は以下の通りである。

- 産休、1日あたり病後の健康回復期およびリハビリ期間中の給付額は、参照水準の30%に相当する額とする（第46条3項、第60条3項）。  
（現行法では、給付額は一般最低賃金の30%に相当する額とされている。）
- 子供を出産した女性労働者、代理出産によって幼児を設けた労働者、および、子供の養子縁組をした労働者の時点で一時給付金は、子供1名につき、参照水準の2倍とする（第58条4項）。  
（現行法では、子供1名につき一般最低賃金の2ヶ月分に相当する一時金を受給することができる。）

※ 一般最低賃金が廃止されていない場合、参照水準は一般最低賃金と同額になる。それが廃止された時点で、参照水準は一般最低賃金の額を下回らない（第141条13項）。

## 4. 納付期限の延長

## 4.1 月次での納付の場合、納付期限は翌月末日になる。

（現行法では、当月末日と規定されている。）

## 4.2 3ヶ月あるいは6ヶ月ごとでの納付の場合、納付期限は納付対象月の翌月末日になる（第34条4項）。

（現行法では、納付対象月の当月末日と規定されている。）

5. 保険料納付の遅延・未払い行為に対する罰則規定  
強制社会保険料納付の遅延・未払いへの課徴金：雇用者は、遅延・未払い金額及びその期間に応じて1日あたり0.03%相当額を追加して納付する（第40条、第41条）。なお、失業保険についても同様の罰則が科される。  
（現行法では、30日以上の違反行為を行った雇用者は、遅延・未払い分の金額を納付し、法律による処罰を受けるほか、未払いの保険料及び期間に対して、前年の社会保険基金投資の平均利率の2倍相当の利息を納付しなければならない。）
6. 受給のための納付期間の短縮  
15年以上、強制社会保険料を納付し、法律に定められた年齢要件を満たすことが、労働者の退職年金受給の条件である（第64条1項）。  
（現行法では、20年以上と規定されている。）
7. 一時給付金受給のための納付期間  
一時給付金を受給するための社会保険料納付期間は、20年から15年に短縮される。労働者が一時給付金を受け取らない場合は、給付金を毎月受給する方法をを選ぶことができる（第70条）。  
（現行法には上記の規定はない。）

2024年の社会保険法は2025年7月1日から施行される。